

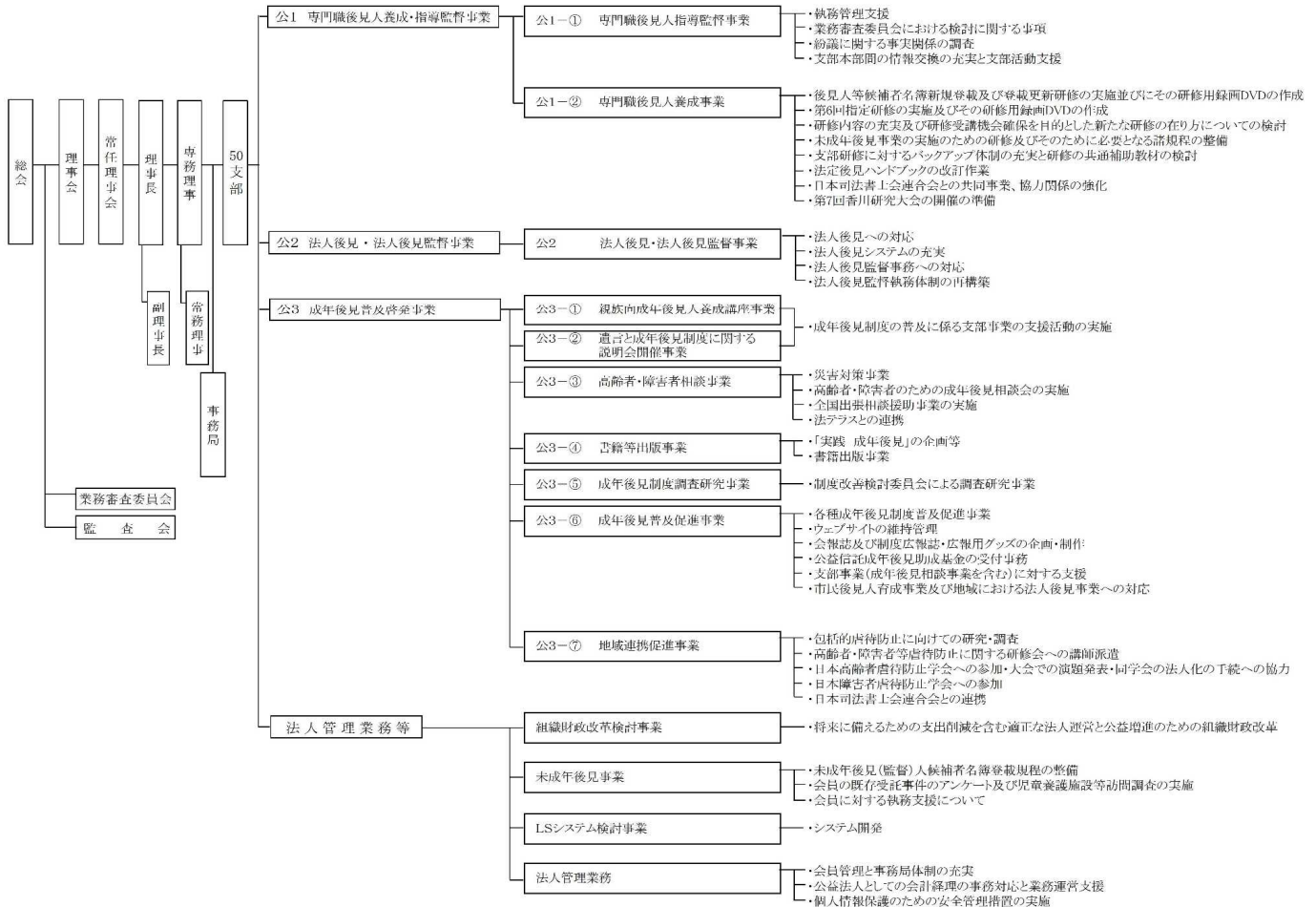
成年後見制度における市町村長申立に関する
実務者協議に係るヒアリング

【提出資料】

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 組織と概要 (令和2 (2020) 年10月27日現在)

名 称	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート		
事 務 所	東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館		
設 立	1999年12月22日		
会 員 数	正会員(司法書士) 8,301名	正会員(司法書士法人) 177法人	
	特別会員 31名		
	賛助会員(法人) 2社	賛助会員(個人) 3名	
名簿登載者数	後見人候補者名簿 6,967名(内法人152)	後見監督人候補者名簿 5,458名(内法人122)	
主 な 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督 財産管理及び身上監護の事務の指導監督 遺言執行事務の指導監督 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務 研修会等の企画、開催及び講師の紹介 <p>※ 後見業務を行う上で財産の損害などを与えてしまう場合に備えて賠償責任保険制度(身元信用保険については、それに代わる代替金の交付)を導入しております。</p> <p>※ 後見人等候補者名簿を各地の家庭裁判所に提出しております。</p>		

組 織 図



市町村長申立に関する意見等

令和2年11月27日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

1. 成年後見制度における親族への申立ての意向調査に関する課題について

- (1) 虐待事案（虐待のおそれのある事案を含む。）その他緊急を要する場合については、2親等以内の親族の有無の確認を省略すべきである【事例1】。
- (2) 2親等以内の親族がいる場合でも、審判請求をする者がいないときは、市町村長が速やかに審判請求すべきである。
- (3) 上記（2）の確認については、当該親族の状況（年齢、居住場所、心身の状態等）や本人との従前の関係その他の事情から、審判請求を期待できないと判断される場合は、意向照会をせずとも、当該親族は審判請求をしないと判断すべきである。連絡がつかない場合や、書面による意向照会に対して回答がない場合なども、当該親族は審判請求をしないと判断することができるべきである。2親等以内の親族であったとしても、本人と関わりが薄く又は関わりたくない者もあり、意向確認に時間がかかるケースがある【事例2】。
- (4) 上記（2）の審判請求をする者とは、申立人として主体的に申立事務を行う意思がある者とするべきである。市町村長申立を回避するために、申立事務を支援者が行い、形式的に親族に申立人になってもらうケースがある【事例3】。

2. 地方自治体の市町村申立担当部局に求めることについて

- (1) マニュアルの整備等迅速な市町村申立が可能となる体制を整え、申立てが必要な事案については、積極的に申立てを行うこと【事例4】。
- (2) 申立てにあたっては、親族に対し丁寧な説明をすること【事例5】。
- (3) 申立後も後見人等を支援する体制を構築すること【事例6】。

3. その他の市町村長申立に関する要望

- (1) 本人の居所又は住所地（生活の本拠地）と住民票所在地とが異なる場合における市町村長申立については、介護保険制度の利用者、障害福祉サービスの利用者又は生活保護を受けている者については、介護保険の保険者である市町村、障害福祉サービスの支給決定をしている市町村又は保護の実施機関となっている市町村の長が申立事務を行うことを原則とし、その他の場合には本人の居所又は住所地の市町村の長が申立事務を行うこととするほか、迅速な申立てを可能とするために事案に応じて柔軟に対応できる体制を構築していただき、どの市町村長も申立てをしないという事態が生じないような体制を整備していただきたい。【事例7】。その際、自治体によって成年後見制度利用支援事業による申立費用・後見人等報酬助成について要件が異なることから、どちらの自治体で申立てるかによって報酬助成制度の利用の可否が異なり、又は助成の限度額が大きく異なるということがないようにしていただきたい。【事例8】。
- (2) 市町村長申立が成年後見制度利用支援事業による申立費用・後見人等報酬助成の要件となっている自治体があるが、そのような要件は撤廃していただきたい。また、そのような要件がある自治体においては、殊更市町村長申立を積極的に行っていただきたい【事例9】。

以上

事例	
1	知人からの経済的虐待が疑われる事案で、2親等以内の親族とは付き合いがない高齢者について、市町村長申立を行うにあたって2親等以内の親族調査を行っていた。戸籍調査だけで多くの時間を費やした。
2	本人が救急搬送で入院したが、入院費の支払いができなかった。支援者が、数十年前に離婚し、音信不通だった元配偶者と同居する子を探し出し、数か月かけて申立てを説得したが申立てに協力してもらえず、市町村長申立を行った。
3	数十年間音信不通の兄弟について後見申立が必要との連絡が自治体からあった。本人はあまり関わりを持ちたくなく、その旨も伝えたのに、親族が申立てをしなければならないような方向で話を進められた。
4	医療・福祉関係者が自治体に対して市町村長申立を求めたにもかかわらず、自治体が拒否する事案が多くみられた。
5	自治体の担当者から親族に対する説明不足が原因で、親族が、成年後見制度利用の必要性がないのに自治体が勝手に市町村長申立を行ったと怒り、自治体を訴えると言っている。
6	市町村長申立を行った担当部署は、後見人選任後は関係ないといった態度であり、困難な事案にもかかわらず、後見人就任後に行政の協力が得られなかった。
7	本人の住所地がA市、居所がB市の病院である。当初A市とB市が協議し、B市で市長申立の準備をしていたが、B市の市長申立が不可となった。本人の住所地がA市であり、A市で生活保護を受けているので、A市が本人の事情を一番よく認識しているからA市が市長申立をすべきというのがその理由である。しかし、A市は市長申立を行わない意向である。
8	A市の病院に入院中の本人について、住民票のある住所地のB市が市長申立をした。B市の成年後見制度利用支援事業実施要綱では、B市内に居住している場合に限り後見人の報酬助成が行われる。A市では、他市長申立では報酬助成は得られない。なお、A市・B市は異なる都道府県にあり、距離も離れている。退院後の居所をB市に置けば報酬助成を得られるが、それを本人が希望するかは不明である。
9	市町村長申立が妥当と思われる事案において、市（地域包括支援センター）が診断書費用を立て替えたり、申立書類を作成したりして、形式的に親族や本人に申立人になってもらっている事案がある。成年後見制度利用支援事業の報酬助成の対象が、申立人が市町村長申立の場合に限定されているのが一因と思われる。